

News Letter

税理士法人アイデアコンサルティング

{Contents}

1 Prologue
プロローグ2 3 Information
年末調整の改正点
最低賃金の改定4 New Topics
セミナーについて4 Message
代表からのあいさつ

Prologue

年末調整

朝夕の風に少しずつ秋の気配が感じられるようになり、日中との寒暖差も大きくなってまいりました。

皆さまにおかれましては体調を崩されることなくお過ごしでしょうか。

いよいよ年末調整の準備を本格的に始める時期となりましたね。

今回は令和7年分の年末調整について、その概要と改正のポイントをご紹介します。

年に
一度

アイデアコンサルティング主催セミナー開催！

生成AIと暮らす日常

業務にとどまらず、生活全体にAIをどう活かすか、実際の事例を交えながらお伝えします。

2025年
11月28日(金) 参加料金 5,000円(税込)

ウノサワ東急ビル3F ビジネスラウンジ (JR恵比寿駅 徒歩5分)

対象：経営者・人事労務担当者・AI活用に関心のある方

最新のAI動向をキャッチし、明日からの仕事や暮らしを少し変えるヒントを
お持ち帰りいただける内容です。

参加お申し込みはこちら！



Business Success Laboratory
ビジネス成功研究会vol.30

こんな方にオススメです！
・実際にAI活用事例を交えて、
・最新のAI動向をキャッチし、
・明日からの仕事や暮らしを少し変えるヒントを
・お持ち帰りいただける内容です。

生成AIと暮らす日常
ビジネスも健康も、人生まるごとAIパートナーと。

日程 2025年 11/28(金) 講師 池田 武弘 (元・上野 武弘)

15:45 開場
16:00 講演会
17:30 質疑応答
18:00 懇談会
19:00 エンディング

会場 ウノサワ東急ビル3F ビジネスラウンジ (JR恵比寿駅 徒歩5分)

費用 5,000円(税込)

主催 税理士法人アイデアコンサルティング
TEL: 03-5793-4511
mail: support@ideaconsulting.jp

お申し込みは2025年11月28日(金)まで
となっております。

代表からの あいさつ

伊東 大介 いとうだいすけ
50歳 血液型O型出身/神奈川県横浜市
趣味/仕事・お酒・読書・ダイエット好きな言葉/ピンチはチャンス、チャンスはチャンス
好きな食べ物/麻婆豆腐・みそラーメン仕事におけるモットー/スピード・スピード・スピード
お客様に一言/お客様の立場にたってサポートします！！

いつもお読みいただきどうもありがとうございます。アイデアコンサルティングの伊東です。今年も残すところ3ヶ月を切りました。年々1年があったという間に過ぎていくように感じるのは私だけではないはずです。振り返ると、本当に濃く充実した時間を過ごさせていただきました。10月1日には、来春4月から入社予定の新卒社員の入社式を行いました。毎年の恒例行事ではありますが、今年は9名と人数も例年より多く、無事に迎えられたことは、ひとえにお客様のご支援があったこそだと実感しています。日々の業務を通じて、お客様の成長と繁栄に関わらせていただけることは、私たちにとって大きな喜びであり、感謝の気持ちでいっぱいです。

皆様の会社も、長くお付き合いをいただいているお客様がいっぱいいると思います。

秋の夜長、ふとその方々の顔を思い浮かべながら、最近ご無沙汰している方へ連絡をしてみるのも良いかもしれません。新たな出会いはもちろん大切ですが、変わらずご縁をつないでくださるお客様こそ、何より大切にしたいと感じる季節です。これからも共に成長し、喜びを分かち合える関係を築いていけるよう、精進してまいります。

ちなみにこの文章は生成 AI に作成してもらっております。私みたいな IT 音痴でも、しっかり学べば全然新たなテクノロジーも怖くないです。そんなセミナーを今度 11 月 28 日金曜日に行いますので、興味ある方は是非!!

最後は宣伝になっちゃいました(笑)

I N F O R M A T I O N

年末調整の令和7年分からの改正点

1. 扶養控除・配偶者控除の要件引き上げ

これまで、配偶者や扶養親族を控除対象にするには年収103万円以下であることが条件でした。今回の改正により、この基準が年収123万円以下へと引き上げられました。つまり、アルバイトやパー

ト収入が年間123万円の方まで、扶養に入れるようになったということです。従来の「103万円の壁」が「123万円の壁」に広がったと考えると分かりやすいでしょう。

2. 特定親族特別控除の新設

令和7年から新しく導入された「特定親族特別控除」は、19歳以上23歳未満で同じ生計にある親族、いわゆる学生などが対象で、中でも給与収入が123万円を超えて188万円以下の人が受けられる制度です。これまでの仕組みでは「103万円の壁」と呼ばれるように、年収が103万円を少しでも超えると扶養から完全に外れてしまい、控除が一切なくなるため税負担が急に重くなるという問題があり、学生やその家計にとって大きな負担になっていまし

た。今回の改正では、収入が103万円を超えたとしても188万円までは段階的に控除が受けられるようにし、収入の増加に応じて少しずつ税負担が増える仕組みへと変わりました。これによって、アルバイト収入が少し増えたからといって一気に扶養から外れてしまうことがなくなり、学業とアルバイトを両立する学生やその家計にとって、負担が緩和されやすくなります。

年末調整

特定親族特別控除

123万円以下は特定扶養控除として
63万円の控除があります。

特定親族となる要件は？



子など親族の給与額面収入	親の控除額(所得税)
123万円超 150万円以下	63万円
150万円超 155万円以下	61万円
155万円超 160万円以下	51万円
160万円超 165万円以下	41万円
165万円超 170万円以下	31万円
170万円超 175万円以下	21万円
175万円超 180万円以下	11万円
180万円超 185万円以下	6万円
185万円超 188万円以下	3万円

上記のような所得税の負担を軽減するための税制改正がありましたが、社会保険の扶養基準(いわゆる106万円の壁や130万円の壁)については、依然として変更はありません。そのため、税制上は控除を受けられても、社会保険上は扶養から外れる可能性がある点にご注意ください。ただし、令和7年10月からは、19歳以上23歳未満の方に限り、社会保険上の扶養認定基準が「年収150万円未満(交通費等を含む)」に引き上げられます。該当年齢の方については、その点も踏まえたくて、対応をご検討いただくことをおすすめします。

2025年最低賃金改定と企業の実務対応ガイド

2025年10月から順次、全国的に最低賃金が改定されています。

今回は、2025年度の最低賃金改定の概要と、企業が今後行うべき実務対応についてご説明いたします！

最低賃金制度とは

労働者が最低限受け取るべき賃金を国が定めた制度で、これを下回る賃金で働かせることは原則として違法です。日本では都道府県ごとに「地域別最低賃金」が設定されており、毎年見直しが行われています。

2025年度の改定内容

厚生労働省によると、47都道府県で63円～82円の上げが示されました。これにより、全国加重平均は1,121円となり、前年(2024年度)の1,055円から66円の引上げとなります。これは過去最大級の上げ幅です。なお、最終的な金額は今後、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経て、各都道府県労働局長により決定され、2025年10月1日から2026年3月31日までの間に順次発効される予定です。

全国加重平均 1,121円
2025.10.10時点

今後の対応

最低賃金の引上げは、物価上昇や人手不足、労働者の生活安定を背景に進められており、正社員はもちろん、パート・アルバイトなど非正規労働者にも広く影響します。事業者は自社の賃金水準を再確認し、すべての働く人に対して法律に違反しないよう、いくつかの対応をしなければなりません。最初に確認すべきなのは、現在の時給や月給が新しい最低賃金を下回っていないかどうかです。月給で働いている人でも、1時間あたりの賃金(時給に換算した金額)が最低賃金より低ければ、法律違反になります。特に、アルバイトやパートの人の給与に影響を受けやすいです。また、通勤手当や家族手当、残業代などは最低賃金に含めてはいけません。基本給など、決まっ

た時間に対して支払われる賃金だけで比較する必要があります。もし最低賃金を下回っていた場合は、給与を引き上げるか、賃金の仕組み(賃金体系)を見直す必要があります。その際には、「就業規則」や「賃金規程」といった社内ルールの変更や、労働者への説明・同意も必要です。さらに、変更後の給与や労働条件については、書面で働く人にしっかり伝えることが重要です。これはトラブル防止のためにも大切です。中小企業などでは、最低賃金の引上げに対応するために国の支援制度「業務改善助成金」などを利用できる場合があります。これを使うことで、賃金アップにかかるコストを一部補助してもらうことができます。

法令を遵守した適切な対応は、従業員からの信頼の獲得と、企業の健全な経営維持に直結します。また、最低賃金改定後も、引き続き適正な労務管理を行うことで、従業員にとって働きやすい職場環境の整備につながります。ご不明な点がございましたら、ぜひお気軽にご相談ください！

まとめ

年末調整の改正や最低賃金の引き上げは、従業員の生活に直結する重要な変化です。制度の違いや要件の複雑さにより、企業には適切な判断と早めの対応が求められます。法令を正しく理解し対応することは、従業員の信頼獲得と健全な経営の基盤づくりにつながります。ご不明な点がございましたら、どうぞお気軽に当事務所までご相談ください。